

随意契約結果一覧

課名等	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
建設行政課	奥尻空港IP無線機の賃貸借	令和8年3月2日	東京センチュリー(株)	月額 28,600円	<p>1) 契約方法 随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</p> <p>2) 随意契約の理由 東京航空局新千歳空港事務所と奥尻管理事務所の間の情報交換に関する協定において、IP無線機の使用が定められたことにより、調達を行うものである。 導入するIP無線システムは、東京航空局新千歳空港事務所において運用中の業務用IP無線機とのグループ間通話を前提としており、かつ、株式会社NTTドコモの通信ネットワーク及び専用の管制システムと一体不可分な構成となっている。 当該システムに係るIP通信機器の設定においては、航空保安無線施設等への電波干渉を防止するための厳格な調整が不可欠である。そのため、端末の初期設定や現地調整、既存の通信グループ設定の維持等、新千歳空港における履行実績に基づいた確実な技術実証がなされている必要がある。 これは空港の安全運用に直結する要素であり、検証実績のない者との契約は、通信障害による航空保安上の重大なリスクを招く恐れがあることから、新千歳空港において同種同等の契約履行実績を有し、かつ、当該設定が可能であり、当該IP無線機に係るリース提供できる唯一の者である、東京センチュリー株式会社に限られる。 以上の理由により、本業務を完遂し得る代替者が存在しないため、同社を随意契約の相手方とするものである。</p>	